



熊本県公報

第13418号
令和7年(2025年)
3月25日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課)	1
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	(〃)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃)	2
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	(〃)	3
○道路の区域変更	(〃)	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(薬務衛生課)	4
○合津港港湾施設の概要	(港湾課)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	6
○特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査	(産業支援課)	7
○八代都市計画下水道事業の事業計画変更認可	(下水環境課)	9
○宇城都市計画下水道事業小川公共下水道の事業計画変更認可	(〃)	9
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	10
○予算の専決処分	(財政課)	10
○予算の専決処分	(〃)	10
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任	(建築課)	12
○宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道の事業計画変更認可	(下水環境課)	12

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課)	14
○令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)に係る一般競争入札の落札結果	(畜産課)	14

登 載 依 頼

○うなぎの採捕制限	(天草不知火海区漁業調整委員会)	14
○うなぎの採捕制限	(有明海区漁業調整委員会)	15
○自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許試験課)	15
○うなぎの採捕制限	(内水面漁場管理委員会)	15
○令和6年度(2024年度)熊本丸一般整備工事業務に係る一般競争入札の落札者の決定	(天草拓心高校マリン校舎)	16
○文化財の指定	(文化課)	16

告 示

熊本県告示第216号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
かもと整形外科医院	山鹿市鹿本町来民560-2	令和7年(2025年)1月31日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
矢部調剤薬局	上益城郡山都町浜町168	令和7年(2025年)1月24日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
すずらの里訪問看護ステーション	八代市豊原下町4115番地	令和7年(2025年)2月28日

熊本県告示第217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
やつしろ眼科 八代市永碇町1305	有田大津眼科	名称 やつしろ眼科	令和7年(2025年)1月31日

熊本県告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
内牧かみまち薬局	阿蘇市内牧106番地1	令和7年(2025年)3月1日
坂梨薬局	上益城郡山都町浜町170-1	令和7年(2025年)1月25日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション湊	山鹿市鹿本町御宇田288-3	令和7年(2025年)2月1日

熊本県告示第219号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町西部は 290番3地先から 同所 303番1地先まで	889.4	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月25日

熊本県告示第220号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	仏原高森線	上益城郡山都町大字仏原字桑鶴 107番4地先から 同所 111番2地先まで	238.9	単道改

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月25日

熊本県告示第221号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）3月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般国道	218号	上益城郡山都町城平字原 603番2地先から	前	9.3 ～ 60.5	11104.1	自動車専用道路改築工事 (矢部清和道路)
		上益城郡山都町大平字原口 169番地先まで	後	9.3 ～ 60.5	11104.1	
		(上益城郡山都町城平字原 603番2地先から 上益城郡山都町城平字村ノ脇 1045番2地先及び 上益城郡山都町大平字下鶴 263番1地先を経て 上益城郡山都町大平字原口 169番地先までを除く)		13.1 ～ 432.4	11423.0	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）3月25日

熊本県告示第222号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字上陳字天神免736番、737番1から737番4まで、字新道1213番、1224・1226合併7、1224・1226合併8
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神免736番・737番1・737番3・737番4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、737番2、字新道1213番・1224・1226合併7・1224・1226合併8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第223号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
きんいろぼらりす 球磨郡あさぎり町上西2 22番地2	一般社団法人ストレング ス 球磨郡相良村大字柳瀬2 319番地 中 神 宏	就労継続支援B型 自立訓練（生活訓 練）	令和7年（20 25年）4月1 日

熊本県告示第224号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 S e a F o u r	訪問介護ステー ション湊 山鹿	山鹿市鹿本町御 宇田288-3	令和7年 （2025 年）4月1 日	訪問介護

熊本県告示第225号
理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 所在地 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）
- 2 講習会の日程等
- (1) 日程
令和7年（2025年）8月18日（月）、8月25日（月）及び9月1日（月）
- (2) 講習科目
- ア 公衆衛生

- (3) イ 理容所又は美容所の衛生管理
講習会の会場
T K P 熊本カンファレンスセンター
(熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル9階)
- (4) 受講料
20,000円

熊本県告示第226号

無
港
湾
法
（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の
規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和7年（2025
年）4月1日から当該港湾施設の供用を開始する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 港 湾 名 合 津 港
2 所 在 地 上 天 草 市 松 島 町 合 津 字 北 稻 戸
3 概 要

番 号	種 類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	浮さん橋	延長 38メートル

4 位置図



熊本県告示第227号

無償に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年（2025年）3月25日

能本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社なごやかハウス	デイサービスチャレンジ	宇城市小川町川尻 5 3 1 - 3	令和 7 年 (2 0 2 5 年) 4 月 1 日	通所介護

熊本県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三の川	南阿蘇村河陽	別図のとおり	地滑り

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿野2	南阿蘇村河陰	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
堀渡1	南阿蘇村河陰	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
堀渡2	南阿蘇村河陰	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
柿野1	南阿蘇村河陰	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
室町	南阿蘇村河陰	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
重水1	南阿蘇村河陰	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
柿野3	南阿蘇村河陰	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
井手下	南阿蘇村久石	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

重水2	南阿蘇村河陰	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
重水3	南阿蘇村河陰	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
黒川18	南阿蘇村河陽	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
長野2	南阿蘇村長野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
地獄1	南阿蘇村河陽	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
加勢1	南阿蘇村河陽	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下田1	南阿蘇村河陽	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
長野3	南阿蘇村長野	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
加勢2	南阿蘇村河陽	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下田2	南阿蘇村河陽	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下田3	南阿蘇村河陽	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
加勢3	南阿蘇村河陽	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
黒川19	南阿蘇村河陽	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
黒川20	南阿蘇村河陽	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
乙ヶ瀬3	南阿蘇村河陽	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
乙ヶ瀬4	南阿蘇村長野	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
乙ヶ瀬5	南阿蘇村長野	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
乙ヶ瀬6	南阿蘇村長野	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
沢津野	南阿蘇村河陽	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

(別図1から別図26までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第231号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 検査区域
上天草市、天草市及び天草郡苓北町

3 検査日等

検査日（令和7年（2025年））	検査受付時間	検査場所
5月8日（木）	午前10時40分から午前11時40分まで	上天草市湯島出張所
5月8日（木）	午後1時30分から午後3時まで	上天草市大矢野庁舎
5月9日（金）	午前10時から午後3時まで	上天草市大矢野庁舎
5月12日（月）	午前10時から午後4時まで	上天草市松島庁舎
5月13日（火）	午前9時から午後3時まで	上天草市龍ヶ岳地域振興センター
5月14日（水）	午前9時から午後3時まで	上天草市姫戸地域振興センター
5月15日（木）	午前9時から午前11時30分まで	苓北町保健センター
5月15日（木）	午後1時から午後4時まで	苓北町坂瀬川出張所
5月16日（金）	午前9時から午前11時30分まで	苓北町富岡出張所
5月16日（金）	午後1時から午後2時まで	苓北町都呂々出張所
5月19日（月）	午前10時30分から午前11時30分まで	天草市上津浦地区コミュニティセンター
5月19日（月）	午後1時から午後3時30分まで	天草市島子地区コミュニティセンター
5月20日（火）	午前9時から午前11時30分まで	天草市下浦地区コミュニティセンター
5月20日（火）	午後1時から午後3時まで	天草市志柿地区コミュニティセンター
5月21日（水）	午前9時30分から午後3時30分まで	天草市倉岳支所
5月22日（木）	午後9時30分から午後3時まで	天草市栖本支所
5月23日（金）	午前9時から午前10時まで	天草市赤崎地区コミュニティ
5月23日（金）	午前11時から正午まで	J Aあまくさ統合みかん選果場
5月26日（月）	午前11時から午後3時30分まで	天草市新和町民センター
5月27日（火）	午前9時から午前11時30分まで	天草市一町田地区コミュニティセンター
5月27日（火）	午後1時から午後3時まで	天草市富津地区コミュニティセンター
5月28日（水）	午前10時から午前11時まで	天草市深海地区コミュニティセンター
5月28日（水）	午後1時から午後4時まで	天草市宮野河内地区コミュニティセンター
5月29日（木）	午前11時から午後4時まで	天草市御所浦支所
5月30日（金）	午前10時30分から正午まで	天草市御所浦北地区コミュニティセンター
6月2日（月）	午前11時から午後12時30分まで	天草市福連木地区コミュニティセンター
6月2日（月）	午後2時から午後3時30分まで	天草市下田北地区コミュニティセンター
6月3日（火）	午前9時から午後3時30分まで	天草市牛深総合体育館
6月4日（水）	午前9時から午後4時まで	天草市牛深総合センター

6月5日(木)	午前9時から午前11時まで	天草市須口区健康センター
6月5日(木)	午後1時から午後2時まで	天草市二浦出張所
6月6日(金)	午前9時から午前11時30分まで	天草市天草勤労者体育館
6月6日(金)	午後1時から午後2時30分まで	天草市大江地区コミュニティセンター
6月9日(月)	午前11時から午後4時まで	天草市五和支所
6月10日(火)	午前9時から午前11時30分まで	天草市手野地区コミュニティセンター
6月10日(火)	午後1時から午後4時まで	天草市五和漁村センター
6月11日(水)	午前9時から午後3時まで	天草市佐伊津地区コミュニティセンター
6月12日(木)	午前9時から午前11時30分まで	天草市亀場地区コミュニティセンター
6月12日(木)	午後1時から午後2時30分まで	天草市本町地区コミュニティセンター
6月16日(月)	午前11時から午後12時30分まで	天草市宮地岳地区コミュニティセンター
6月16日(月)	午後2時から午後4時まで	天草市楠浦地区コミュニティセンター
6月17日(火)	午前9時から午後3時30分まで	天草市民センター
6月18日(水)	午前9時から午後3時まで	天草市民センター

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業 八代公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年（1980年）11月13日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

熊本県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宇城都市計画下水道事業 小川公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年（1996年）2月26日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成8年熊本県告示第162号、平成11年熊本県告示第253号、平成13年熊本県告示第279号、平成18年熊本県告示第699号、平成19年熊本県告示第1062号、平成27年熊本県告示第533号、平成30年熊本県告示第283号及び

令和3年熊本県告示第275号の事業地である宇城市小川町北小野字池田、中小野字榎原、字小原及び字城丸、南小野字谷口、北部田字吉里及び字瀬戸、南部田字釘町、字南平及び字岩立、北新田字塘添、字三宝、字西大平、字松ノ本、字三ツ丸、字中ノ迫及び字東大平、河江字新開、江頭字正ノ浜、字新開、字八ノ坪及び字金町、西北小川字溝越、字新開、字井尻、字納野、字上小柳及び字上古川、南小川字井手口、新田出字一番、川尻字中割、新田字東古川並びに住吉字一番割及び字二番割の地内において事業地を変更し、同事業地内のうち、宇城市小川町北小野字高附、字野中、字岩崎、字池ノ内、字西平、字平、字年の神、字角田及び字猿町、北新田字見渕及び字長嶋、西北小川字西新開、新田字沼開、字堅横及び字古堤、住吉字十五番割並びに不知火字一番割の地内において事業地を削除する。

熊本県告示第234号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社なごやかハウス	ヘルパーステーションなごやか	宇城市小川町川尻531-3	令和7年（2025年）4月1日	訪問介護

熊本県告示第235号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年（2025年）3月21日付けで専決した令和6年度（2024年度）熊本県一般会計補正予算（第9号）の要領は、次のとおりである。
令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

令和6年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
東京事務所職員宿舍等賃借	令和7年度～令和8年度	千円 24,179	(補正前に同じ)	令和7年度～令和8年度	千円 31,907
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和7年度 令和8年度	21,779 2,400		令和7年度 令和8年度	25,643 6,264

熊本県告示第236号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和7年（2025年）3月21日付けで専決した令和7年度（2025年度）熊本県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 844,800,410千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		千円	千円	千円
		2,243,450	136	2,243,586
	1 財 産 運 用 収 入	936,231	136	936,367
2 繰 入 金		56,442,961	3,728	56,446,689
	1 基 金 繰 入 金	56,228,702	3,728	56,232,430
歳 入 合 計		844,796,546	3,864	844,800,410

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		41,417,910	3,864	41,421,774
	1 総 務 管 理 費	16,261,918	3,864	16,265,782
歳 出 合 計		844,796,546	3,864	844,800,410

熊本県告示第237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の一部を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人熊本建築構造評価センター
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 3 業務区域
熊本県の全域
- 4 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 5 委任する構造計算適合性判定の業務
・全ての建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第81条第2項第1号ロに規定する構造計算が行われたものを除く。）
・木造の建築物（階数2以下、延べ面積500平方メートル以内、高さ13メートル以下かつ軒の高さが9メートル以下の建築物に限る。）で令第82条の5に規定する構造計算が行われたもの
- 6 委任業務の開始の日
令和7年（2025年）4月1日

熊本県告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類 宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年（1980年）12月26日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和55年熊本県告示第15号、昭和57年熊本県告示第1020号、昭和63年熊本県告示第266号、平成2年熊本県告示第340号、平成8年熊本県告示第270-6号、平成11年熊本県告示第334号、平成15年熊本県告示第110号、平成16年熊本県告示第43号、平成19年熊本県告示第135号、平成24年熊本県告示第471号、平成30年熊本県告示第979号、令和3年熊本県告示第595号及び令和4年熊本県告示第268号の事業地のうち宇城市松橋町松橋字三町及び字浜田、豊崎字鎗ノ柄及び字宝ヶ島、曲野字長谷川、字橋川、字寺尾及び字南田、久具字金ヶ崎、字井手下、字堂ノ前、字今天神、字陳ノ前、字早水、字野中、字財間及び字微雨、西下郷字栗焼、字前田、字江口及び字深田、両仲間字江口原、字狐塚、字鳥嶋、字西原、字庄田並びに豊福字下微雨、字笹尾、字白毛熊及び字権現前並びに同市不知火町御領字西原及び高良字東割、字港野及び字神の元、亀松字一番割並びに長崎字下り松の地内において事業地を変更し、宇城市松橋町豊崎字角島、東松崎字古江川、両仲間字坂ノ下並びに豊福字心吉及び字構之内並びに同市不知火町高良字栗崎の地内において事業地を削除する。

公 告**熊本県公告第180号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
沖村 啓一 (亡) 沖村 安太	熊本市	山下 匠汰	氷川町	八代郡氷川町野津字西大鳥2 604-1
沖村 啓一 (亡) 沖村 太作	熊本市	山下 匠汰	氷川町	八代郡氷川町野津字西大鳥2 604-2ほか1筆
沖村 啓一 (亡) 沖村 數男	熊本市	山下 匠汰	氷川町	八代郡氷川町野津字西大鳥2 604-3
石本 義秋	人吉市	松岡 信行	山江村	人吉市七地町字山ノ田847 -2
大柿 健二	人吉市	新堀 孝	人吉市	人吉市中神町字大柿字宮本6 25ほか3筆
宮原 マチ子	人吉市	山本 政弘	錦町	人吉市古仏頂町字釜ノ元13 78-1ほか3筆
植竹 静夫	人吉市	山本 一精	人吉市	人吉市蓑野町字川島828- 1ほか2筆
上原 功也	人吉市	羽田 修二	人吉市	人吉市下原田町字上野字寺田 516ほか1筆
池下 篤	人吉市	花木 定穂	人吉市	人吉市赤池水無町字川原田1 300-1ほか1筆
前村 和夫	山江村	株式会社大泉 龍寺	あさぎ り町	人吉市鬼木町字油ヶ谷204 5ほか2筆
鳥越 勝喜	人吉市	杉本 和博	相良村	人吉市上林町字立石781
花木 節代	人吉市	赤池 親	人吉市	人吉市赤池水無町字川原田1 313ほか1筆
池下 篤	人吉市	赤池 親	人吉市	人吉市赤池原町字人我胸56 9-1ほか1筆
上村 力	人吉市	杉下 政一	人吉市	人吉市上漆田町字井手ノ口3 562ほか1筆
原 クニ子	人吉市	農事組合法人 戸越原野組合	人吉市	人吉市下戸越町字前田910 -1ほか1筆
中村 良幸	人吉市	中村 清	人吉市	人吉市古仏頂町字出口184 1ほか3筆
小野 マツエ	人吉市	小野 芳廣	人吉市	人吉市下戸越町字中園867 -1ほか2筆
上野 博司	人吉市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市大畑麓町字開田441 3
茂田 健治	人吉市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市上漆田町字石原430 3ほか2筆
大川 岩見	人吉市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市大畑麓町字上笹原45 05-1ほか2筆
木野 賢侍	人吉市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市大畑麓町字下笹原44 67ほか7筆
東 政晴	人吉市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市大畑麓町字麓3927 -2ほか7筆
鹿子木 誠	人吉市	農事組合法人 おこば	人吉市	人吉市大畑麓町字開田440 4
木野 ハルミ	人吉市	農事組合法人	人吉市	人吉市大畑麓町字品子451

		おこば		5-1ほか2筆
城長 英敏	宇城市	農事組合法人 宇土割営農生 産組合	宇城市	宇城市小川町西北小川字新開 857-1ほか2筆
城長 眞佐人 (亡) 城長 勇	宇城市	農事組合法人 宇土割営農生 産組合	宇城市	宇城市小川町西北小川字新開 853-4
本田 浩二 外2名	宇土市	今村 八大	宇土市	宇土市新開町字今村1117 -1ほか2筆

2 認可年月日
令和7年(2025年)3月14日

熊本県公告第181号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人自立応援団
熊本市北区貢町780番地8
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
熊本市北区下硯川一丁目7番34号

熊本県公告第182号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和7年(2025年)3月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
【畜産課】令和7年度(2025年度)豚熱ワクチン(50頭分)
年間予定購入数 16,690本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県農林水産部生産経営局畜産課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
MPアグロ株式会社 熊本支店
熊本市南区流通団地一丁目10番地2号
- 5 落札金額
1本あたり3,740円(うち消費税及び地方消費税の額340円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)1月28日

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第203号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。
令和7年(2025年)3月25日
天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域

- 天草不知火海（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）
- 4 適用除外
熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第49号

- うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。
- 令和7年（2025年）3月25日
熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋 本 孝
- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域
熊本県有明海区（福岡県と熊本県との境から熊本県宇城市三角町（不知火海側を除く。）に至る地先海面（有明海））
- 4 適用除外
熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

熊本県公安委員会規則第7号

- 自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
- 令和7年3月25日
熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一
- 自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 第1条 自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第24条第8項」を「第24条第12項」に改める。
- 第2条第4号中「交通の方法に関する教則」を「交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）」に改める。
- 別記様式第3号中「第24条第8項」を「第24条第12項」に改める。
- 第2条 自動車運転免許技能試験官の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第24条第12項」を「第24条第13項」に改める。
- 別記様式第3号中「第24条第12項」を「第24条第13項」に改める。
- 附 則
この規則中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会指示第224号

- うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。
- 令和7年（2025年）3月25日
熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男
- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域
熊本県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体を成す水面
- 4 適用除外
熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

熊本県教育委員会公告第16号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県教育長 白石 伸 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度（2024年度）熊本丸一般整備工事業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎（管理棟1階 事務室）
郵便番号 863-2507 天草郡苓北町富岡3757番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年（2025年）1月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
島原ドック協業組合 代表理事 中村 光孝
郵便番号 855-0823 長崎県島原市湊町5番地2
- 5 落札金額
58,190,000円（うち消費税及び地方消費税額5,290,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）12月17日

熊本県教育委員会告示第16号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項の規定により、（1）、（2）及び（3）の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

令和7年（2025年）3月25日

熊本県教育長 白石 伸 一

（1）

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 （建造物）	国造神社 神殿・拝殿 附棟札	2棟	熊本県阿蘇市一の宮町 手野2110番1	宗教法人 国造神社

（2）

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 （彫刻）	木造天部立像 （伝十一面観音菩薩立像）	1軀	熊本県下益城郡美里町 甲佐平2110番地 （福城寺）	宗教法人 福城寺

（3）

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 （歴史資料）	寛政津波教訓碑	1基	熊本県熊本市西区河内町 船津2941番3	熊本市